

平成 24 年 2 月 6 日（平成 23 年度第 17 号）

全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局
〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
E-mail info@z-hoikushikai.com
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定
都市保育士会事務局に送付しています。

全国保育士会の動き

「第 38 回全国保育士研修会」の参加申込みについて

2 月 20 日・21 日に神奈川県横浜市で開催する第 38 回全国保育士研修会は、申込締切日を過ぎましたがまだ定員に達していません。引き続き参加申込みの受付を行いますので、参加促進をお願いいたします。

なお、研修会二日目のコース別研修は、B・C コースが定員に達していますので、下記コースを選択してください。

A コース「地域で子育てを考える ～子育てをする保護者に寄り添った支援とは～」

D コース「子どもの命と心を守るために ～危機管理と災害対応について考える～」

開催要綱および参加申込書は本会ホームページに掲載しております。

<http://www.z-hoikushikai.com/kikansi/siryu/38kensyu.pdf>

< ニュースの内容 >

基本制度ワーキングチーム第 20 回が開催される

～基本制度とりまとめ（案）の最終協議、今国会に法案として提出へ

全国厚生労働関係部局長会議 開催される

社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果について ～保育所の耐震化率は 7 割弱～

平成 24 年度「児童福祉週間」の標語が決まる “ニコニコは「なかよくしよう」のあいずだよ”

基本制度ワーキングチーム第 20 回が開催される

～基本制度とりまとめ（案）の最終協議、今国会に法案として提出へ

去る 1 月 31 日（火）子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム（以下、「WT」という）第 20 回会合が開催され、基本制度とりまとめ（案）について協議が行われました。各委員からは、一定のとりまとめが行われたことについて評価するとの意見がある一方で、多くの課題点があることが指摘されました。また、政省令等詳細事項について検討する場の設置を求める意見も多く出されました。今回出された意見については、園田基本制度 WT 座長のもとで修正を行い、成案として、少子化社会対策会議の決定を経て、今国会に法案として提出される予定です。

全国保育協議会の菊池副会長からは、本とりまとめの理念に、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく「養護」の視点を明確に記すべきであることを主張するとともに、私学助成の存続は反対であることを再度表明しました。また、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議（仮称）の構成員として明確に位置づけられるべきであり、そのことを、とりまとめに明示するよう強く求めました。全国保育協議会が提出した意見書は次頁のと

おりです。

なお、全国保育協議会では、WT開催に先立ち、1月27日に常任協議員会を開催し、「子ども・子育て新システム」に対する今後の対応について協議を行いました（全国保育士会からは、正副会長が参画）。上村会長は、「養護と教育の一体的提供が保育である。新システムの養護の位置づけを明確にするよう主張していただきたい」、「私学助成を継続したままの制度には反対の意向を示すべき」等の意見を述べました。

当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

平成 24 年 1 月 31 日 (基本制度ワーキングチーム、第 20 回)

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

1. 本とりまとめの理念には、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく、「養護」の視点を明確に記すべきである。

子どもの最善の利益を考慮した、すべての子どもの健やかな育ちの保障は、「乳幼児期の教育」のみではなく、子どもの生命の保持および情緒の安定を図る「養護」とあわせもって成立するものである。

2. 制度上、普遍的に私学助成を存続することは反対である。

社会保障・税一体改革素案(平成 24 年 1 月 6 日、政府・与党社会保障改革本部決定)に記載された、「給付システムの一体化」と「施設の一体化」が制度設計の柱であり、制度上に普遍的に私学助成を存続することに反対である。

3. 国における「子ども・子育て会議(仮称)」の構成員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、明確に記載されるべきである。

社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議(仮称)の構成員として明確に位置づけられるべきである。

4. 質の改善に直接つながる項目の優先順位について、明らかにしていただきたい。

職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等が示されているが、この優先順位について決定する際の要素ならびに手続きについて、明らかにしていただきたい。

これまで本会が表明してきた「『こども園(仮称)』ならびに『総合こども園(仮称)』の児童福祉としての役割維持」をはじめとする、子どもの最善の利益を保障し、保育の質の改善・向上を図る、よりよい子ども・子育て施策の実現に向けた考えは、以下の別紙のとおりである(平成 24 年 1 月 20 日、第 19 回基本制度ワーキングチーム提出資料と同様)。本書とあわせて、制度設計上に反映していただきたい。

議事内容(進行:園田内閣府政務官)

(1)園田座長あいさつ

とりまとめ(案)の懸案事項を修正し、その修正について説明したのちに、皆さまからご意見をいただきたい。本日はとりまとめ(案)として、皆さま方の合意をいただきたいと思っている。

(2)出欠状況・資料の確認

事務局より、資料 1、4 について一括して説明

意見交換

園田座長

本日は皆さんにご意見をいただきたい。1 回目は簡潔に、言い足りない分は 2 回目にご発言いただきたい。まずは、市町村における先駆的な取組事例として、三鷹市の取組事例の説明も含めて全国市長会の清原委員にご発言いただきたい。

清原委員(全国市長会)

本市(三鷹市)の取り組みから、特に都市部の待機児童解消へのインセンティブの必要性について申し上げたい。今回のとりまとめ(案)では、総合こども園は満 3 歳未満児の受け入れを義務付けていない。従って待機児童解消には役立たないのではないかと懸念している。新システムが、特に都市部における待機児童解消に有効な制度となる方策として地域型保育(仮称)の活用が考えられている。こども園給付(仮称)の対象となる乳児保育所の運営についてインセンティブが働く仕組みが必要だと思う。

今回、詳細に加筆をしていただいた、今後のスケジュールについては、子どもと保護者と事業者と直接的にかかわる基礎自治体の実務的な日程を考えている市長会の立場として、町村会も同様ですが、一定の日程の確保が反映されたことは大変ありがたいことと思っている。制度の詳細を固めるための関係機関との協議を含め、スケジュールの目安は非常に注目される。特に保育士の皆さまからも不安の声が寄せられており、ぜひ日程についてはさらに市長会や町村会と協議の時間を持って固めていただきたい。

資料 1 の 13 頁以降のこども園(仮称)の指定権限について、全国市町村会としては指定権限については原則として都道府県と連携のもと新システムの実施主体である基礎自治体の市町村に与えられるべきと認識していた。町村についても同様の意向ではないかと拝察している。ただ指定権限の付与があったとしても実行に困難を感じている市町村があるのではないかとという観点から、市町村の事務負担等に応じ柔軟な対応が可能となるよう検討するという記述になったのではないと思う。

資料 1 の 14 頁にあるように、都道府県と市町村との調整というのは大変重要であり、これまで認可権限を持っていて経験豊富な都道府県の具体的な支援は重要不可欠であると認識しているが、記述の中で「都道府県知事の同意を得る又は都道府県知事との協議を行うこと」とあり、この「同意を得る」という表現は都道府県の方が行うのかという印象を受ける。市長の立場としては、市町村の支援・協議は必要だと認識しているが、「同意を得る」という表現は強いと感じる。特に今回、国の役割として資料 1 の 7 頁の「その際、地方公共団体とともに、子育て当事者、施設・事業者等の理解を得ることに努める」ことは重要で、当然のことであるが、この当然のことを市町村と一緒に取り組んでいくことが指定権限も含めて重要と考える。

確実な財源の確保ができて、基礎自治体は初めて実施主体としての責務を果たすことができるということを確認したとりまとめ(案)になっていると受けとめた。具体的なそれぞれの財源の役割分担については、今後の国と地方の協議の場にゆだねられているのではないかと確認させていただいた。改めて国と地方の協議の場・時間を十分取っていただいて、確実に着実な財源確保に向けたあり方を最終的にとりまとめいただければありがたいと思う。

以上、市長会の立場としては地域主権の動向のなか、しっかりと新システムの責任を果たさせてい

ただきたいと考えている。ただ、重要なのは実際の子どもたちを受け止め、教育・保育に関わってくださる事業者、保育士、関係者の皆さまの責任感を持った取り組みに強い動機付けを持っていただくことが不可欠なので、市と全国市長会と一緒に制度についての国民・市民・関係各家の周知、ご理解により一層の力を入れていただきたい。

園田座長

都道府県の皆さん方もこの新システムに対してしっかりと関わっていただくのは当然で、市町村とともに都道府県にもしっかりと役割を果たしていただくという意味で記載をさせていただいた。詳細については、法案化される段階においてきちんと自治体との協議をさせていただいて、とりまとめをしていきたいと考えている。

尾崎委員(全国知事会)

東京 23 区で適応できること、過疎の地域で適応できることといったそれぞれの自治体がそれぞれの地域の実情に合った形で選択できる幅広い制度、幅広い選択肢を設けていただいたことについて評価したい。

子ども・子育て包括交付金（仮称）の内部について明確に 3 つに区分経理がなされることになったことについても賛同をする。その上で残された論点として、国と地方の費用負担という非常に大きな問題がある。また、現行制度をベースとしながら、事実上、今後検討するということが、密なる協議をお願いしたい。

こども園（仮称）の指定、指導監督の主体の問題、放課後児童クラブに係る国が定める基準の位置づけについても残された課題である。子ども・子育て支援事業に係る補助金の詳細な制度設計についても、実施主体としての地方自治体との協議をぜひお願いしたい。

その上での従うべき基準と参酌すべき基準の整備という点について、地域主権、地方分権の関連から、さらなる見直しを今後ともしていただきたい。

全国的な質のイコールフットイングについては、ミニマムレベルの質を確保することがイコール同一の基準を設定するというのではない。資料 1 の 52 項に制度施行後の見直しについて記述されているが、() の中に書いてあることはあくまでも例示列挙と思うが、制度施行後の見直しにおいて、従うべき基準と参酌すべき基準との取扱いについても、一定期間の実績を踏まえ見直しを行っていただきたい。

子ども・子育て家庭を社会全体で支援しようという基本的な考え方について大いに賛同のできることで、市町村の皆さまがたとともに都道府県としても、しっかりと役割を果たし、この国の将来のために、子どもたちのために努力を重ねていきたい。

渡邊委員(全国町村会)

資料 1 の 13 頁の「指定・指導監督の主体」については、検討途中では、「指定・指導監督の主体は、全ての市町村とする。」との案もあった。町村の中にも担える自治体が多くあるので、ぜひ「市町村」という括りで考えていただきたい。

国と地方の財政負担のあり方について今後ぜひ検討・配慮をしていただきたい。

私学助成については、総合こども園の移行の妨げになってはならない。一定の期間後には、同じ土俵の上で子育てしていくことが必要。

保育所の労働組合から、子ども・子育て新システムに対して、児童福祉法第 24 条の市町村の責務の問題や法案の成立と財源の確保に対する危機感などについて話を伺った。確実に法案が成立し、財源が確保され施行されるよう努力を期待する。

子ども・子育て新システムについては、マスコミの報道が先行し、様々な誤解が現場サイドにはあるので、国の責任で情報開示していただきたい。

園田座長

広報面が不足していた。国民の理解を促すように努めたい。また、一定期間後に私学助成を含めて見直しをして、しっかりとした制度としていきたい。

高尾委員(代理/日本経済団体連合会)

子ども・子育て支援策は税での対応が基本であると主張してきた。消費税の引き上げ等により、将来的には事業主負担を順次削減していただき、最後は全廃していただきたい。

児童手当の制度をめぐり、現金給付での充当は、受益と負担の対応関係について不透明であり、不適切であると主張してきた。今般の政府提案については、子ども手当をめぐり国と地方との間で決着した内容を事業主に提示されたということであったが、これについては全般的には承諾していない。

次の三つのことを前提に、経済界としては今回の政府提案を受け止めたい。1点目は、新システムの費用負担については、あくまでも暫定的・時限的に認めるものであること。2点目は、事業主の拠出金の充当策については、子どものための手当から、両立支援という考え方のサービスへと移行していただくこと。3点目は、拠出金率は現行水準の1.3%とする。

拠出金率をめぐり事業主代表との協議の場を法令で位置づけていただきたい。事業育成事業の拡充にあたり設けられた事業主との協議の場についても、これまで1回開催されただけで終わっている。法令根拠のない協議の場は極めて不安定であるとする。

無駄を生じさせない仕組みが大事である。5年間を1期間とするとあるが、拠出金率を5年間固定とすると高めに設定され、積立金などで無駄が生じると考える。

田中委員(日本商工会議所/東京商工会議所)

事業主の費用負担については、社会全体で子育てを支えるという方針を踏まえて、財源はすべて公費負担とすべきと考える。

社会保障と税の一体改革では、国民や事業主の負担の在り方、負担と給付のバランスは全体をパッケージで考える必要がある。こうした全体像が明示・検討されないまま社会保険料や税の負担だけが増えていくことには反対である。

雇用の7割を担う中小企業の実情は厳しい。中小企業は労働分配率が約8割に達しており、事業主負担の増加はそのまま雇用の確保や給与に反映してしまう。

さらに中小企業は消費税の値上げ分を価格転嫁できないことから、ダブルで影響を受ける。このことは個人事業主にも同様の影響を及ぼす。公平性の観点から番号制度を活用して、新たに個人事業主からも徴収を求めるといったことは本末転倒である。

とりまとめ(案)では現行の負担をベースとし、新制度施行から一定期間が経過した後、新システムの施行の状況を勘案し、必要があるときは見直しを図ると盛り込まれているが、今回十分に検証されずに、現行の事業主負担を継続するのであれば、あくまでも暫定的・時限的なものであるべき。今後縮小することを明確にしていきたい。

事業主負担が暫定的に継続する場合、充当先の範囲は仕事と生活を両立する現物給付を前提とすべきであり、現金給付関連の予算は縮減していくべきだと考える。

さらに拠出金率の政令を定める際には、事業主代表からなる協議会の設置を法令に定めたいうえで、負担者である事業主の意見が、事後的にではなく事前に反映されるようにしていきたい。

柏女委員(淑徳大学)

幼保一体化については、4元化している。幼稚園と総合子ども園(仮称)という2種類の学校が併存する形になり、保護者にとっても分かりづらい制度となっている。幼保一体化ワーキングチームで議論してきた立場としては、この2点を残したことに疑義を抱く。

子育て支援コーディネーターの配置について、総合子ども園(仮称)にも配置できるようにしてほしい。利用支援を身近なところでできるようにすべきとの考えである。総合子ども園(仮称)への移行に強力なインセンティブを働かせていただきたい。

障害児支援制度、子ども・子育て新システムと強力な連携のシステムを作ってほしい。制度施行後の見直しについて、総合子ども園(仮称)の学校教育法上の位置づけを例示してほしい。

岡本委員(日本労働組合連合会)

新システムは、すべての子どもを包摂する仕組みが完全にできたわけではない。幼保一体化や一元

的体制の構築は道半ばであり、職員配置、公定価格の設定方法等今後の検討が多数残されている。未就学児を中心とした・就学児も含めた制度について、今後議論を深めてほしい。子ども・子育てのトータルシステムとなるよう、議論の再開を早めにしていただきたい。

保護者はマスコミ報道からしか情報を得られない状況にあり、誤解も含めて不安を持っている。未定事項が多くどこまで情報開示できるか難しいが、努力していただきたい。

資料1の9頁、国の役割について、ここに事業主が含まれているのか。労使も含めていただきたい。

菅家委員(日本労働組合総連合会)

前回、放課後児童クラブについては、国が放課後児童クラブを法体系に位置づけることは前進であると述べた。それぞれの放課後児童クラブの歴史的経緯・実態を踏まえた柔軟な対応をお願いしたいと申しあげた。付け加えたいのは、放課後児童クラブについては、基準の設定だけが全体の底上げではない。財源問題が重要である。具体的な制度設計の中で、財政措置をお願いしたい。

指定・指導監督の主体については、質が確保されたサービスを提供する責務を負う立場である市町村だと考える。表現を工夫していただきたい。

坂崎委員(日本保育協会)

少子化の克服が制度改革の大前提である。保育士の給与と改善が必要。また、産休代替の保育士の確保も難しい状況にあり、処遇改善等人材確保対策が必要。

市町村の責務として、保育の供給体制の整備が必要。法制上、明確して強化いただきたい。

総合こども園(仮称)を基本とした供給体制を整備する観点から、移行へのインセンティブを働かせることが必要。

保育料の未納が問題となっており、市町村の責務で強制徴収を含めた仕組みが必要。

公定価格については、長年の課題である保育時間(8時間)と開所時間(11時間)との関係解消を図り、実態を踏まえて改善すべき。

使途制限について、株式の配当や繰り入れには厳しい制限が必要と考える。また、上乗せ徴収は統一的になされるべきである。

3歳で分断されるようなイメージを与えるような用語の使用とならないよう、教育、保育などの用語の統一を図る必要がある。

総合こども園(仮称)の施設機能について、開所時間や夏休みなど、運営実態で幼稚園と保育所で違いがあり、一定の基準を定める必要がある。

子どもにとってどのような育ちが必要なのか、このような制度改革のときに議論することが必要。障害児の支援等について地域格差が生じないよう何らかの配慮や一定の基準を示すべき。

子ども・子育て会議に子育て支援の当事者である保育所が明記されていないことは不安に思う。

乳幼児期の保育のあり方について今回議論できたことは大きな歴史の1ページ。子どもたちのより良い育ちが保障されその上に教育が行われていくことが重要。これからもこうした形で議論を進め得ることが必要ではないか。保育教諭(仮称)が希望を持って保育できるようなシステムとしていただきたい。

菊池委員(全国保育協議会)

本とりまとめの理念には、「乳幼児期の教育のさらなる充実・向上」だけでなく、「養護」の視点を明確に記すべきである。子どもの最善の利益を考慮した、すべての子どもの健やかな育ちの保障は、「乳幼児期の教育」のみではなく、子どもの生命の保持および情緒の安定を図る「養護」とあわせてもって成立するものである。養護を必要としない子どもはいない。すべての子どもに養護は必要であると以前も申しあげた。保育の中に養護があるということは理解されていることであるが、この新システムの精神としてこのことを明記していただきたい。

制度上、普遍的に私学助成を存続することは反対である。社会保障・税一体改革素案(平成24年1月6日、政府・与党社会保障改革本部決定)に記載された、「給付システムの一体化」と「施設の一体化」が制度設計の柱であり、制度上に普遍的に私学助成を存続することに反対である。制度施行後の見直しの項目として挙げられているが、反対であることを再度、明確に申しあげたい。

国における「子ども・子育て会議（仮称）」の構成員として、社会福祉法人をはじめとする子育て支援当事者（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）は、子ども・子育て支援に携わる者であり、かつ、事業者として費用負担も同時に行っていることから、国の子ども・子育て会議（仮称）の構成員として明確に位置づけられるべきである。資料1の43頁「子ども・子育て会議（仮称）」において、最初の項目とには記載されているが、その下の3項目目には、「構成員については、費用負担や実施主体（地方公共団体関係者）を主体とする。」となっている。この部分がどんな意味を持っているのか。誤解を招く表現ではないか。納得しかねる表現となっている。これについてはぜひ、明確に我々が関与できるよう、構成員として明確に表示していただくよう強く申しあげておきたい。子ども・子育て会議には非常に大きな期待を持っている。今後この新システムが社会で上手く機能して効果をもたらすかどうかの、非常に大きな役割が期待されている部分である。

質の改善に直接つながる項目の優先順位について、職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等が示されているが、この優先順位について決定する際の要素ならびに手続きについて、明らかにしていただきたい。今回は質の確保と向上に職員の処遇の改善等も入ってきており、大きな期待を寄せているところ。しかし何を優先して解決を図っていくのかが見えてこない。優先順位等を明確にさせていただき、将来に対して関係者が期待を持てるようにしていただきたい。

総合こども園（仮称）については、これまで、いわゆる1条学校の位置づけをもつと整理されていたが、前回の会合で1条学校ではないとの変更があった。一方、こども園（仮称）指定下の幼稚園が、子ども・子育て支援事業として福祉的要素をもつ預かり保育や子育て支援事業を実施しつつ、いわゆる1条学校として位置付けられたままなのは、法的な整理において矛盾が生じないのか。いま一度詳しく説明いただきたい。

なお、今般のとりまとめ（案）で幼児期の学校教育での預かり保育等の実施要件に教育の要素を追加するとされているが、福祉的要素を併せ持つと整理された当該事業で追加されるべきは、教育の要素ではなく福祉的要素である。その点から、こども園（仮称）で実施される預かり保育等に、児童福祉法の適用がなされるべきではないか。

最後に、何度も申しあげているが、制度設計は財源確保と一体的にすすめるべきである。

事務局

現在、預かり保育については、福祉的要素があると整理しているが、一方で学校教育法体系の中では教育的要素もあるものとして整理している。現状、市町村が受託している子育て支援拠点事業などは幼稚園で実施しているが、実態としては、双方の要素を併せ持つ事業が発生しているのが実情である。

村木政策統括官

子ども・子育て会議の詳細はこれから検討。現行では注記して説明している。幅広く参画できるようにという趣旨。表現や項目として「 」ではなくその上位の項目とするなどの検討をさせていただきたい。

池田委員（全国国公立幼稚園長会）

0～6歳の育ちは一貫しているが育ちの中は大きく、体験させる内容は違う。0～2歳の育ちが土台となり3～5歳の学校教育の振興・充実が図られる。

国の基準と地方の裁量については、総合こども園（仮称）は、幼稚園と同様に子どもが初めて出会う学校。総合こども園（仮称）の認可基準は現行の幼稚園設置基準を下回らないようにすること、子どもの同一施設内での生活の長時間化に考慮した人員配置や施設設備の充実を図ること。

こども指針（仮称）や総合こども園保育要領（仮称）は、幼児期の子どもの発達を保障するため法的拘束力を持つものとして策定すること。

市町村新システム事業計画（仮称）には、学校教育の振興と充実を位置づけ、連続性を図るうえで、小中学校等学校教育全体を見通して計画的にすすめられることが必要。

また、総合こども園（仮称）の教育が幼稚園や小学校との教育と整合性を持たせることが大事。

公立幼稚園は市町村の財政逼迫により統廃合されている。公費の投入にあたり公立施設への増額に配慮いただきたい。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

言葉の整理について、今回一定の考え方が示されたが、「サービス」については未整理である。学校教育において、サービスという概念はないと理解している。

認定こども園は、法律施行後5年で評価をすることになっているが、未だ行われていない。政府が変わっても法律に定めてあることは実行していただきたい。

子どもの教育は多様性が求められている。幼稚園のすべてがこども園(仮称)等に移行しなければならないということは、多様性を否定するものである。

新システムの前提として、わが国の子どもがどう育てほしいのか、理念や指針について十分な検討が行われていない。本来はこども指針(仮称)WT等において先に検討すべきもの。また、指定制を受けたとき、受けないとき、総合こども園(仮称)への移行後のシミュレーションをお願いしてきたが提示されなかった。

総合こども園(仮称)の国基準は、学校教育の基準を満たすことが基本であり、経過措置としての特例が未来永劫残ることは問題であり後世に悔いを残すことになる。幼保・公私間に公費負担の格差が大きいなか、公平性が確保されるようにすべきである。

こども園給付(仮称)が個人給付の法定代理受領としたのは、(多様な事業体の)参入障壁を低くするためのものと懸念している。個人給付であればその対象である子どもにとって公平なものであり、就労の有無により給付に差がでることは不合理である。

ワーク・ライフ・バランスについては、具体的な取り組みの検討がされないまま、夜間保育や病児保育等が示されているが、総合的な視点からの検討が必要。

国会において文部科学大臣より、新システムは教育の観点で希薄であり幼児教育の振興・充実の必要性について発言があった。国家戦略として幼児教育重視を位置づけ、良い成案をつくっていただきたい。

園田座長

公費に関する格差は是正を図っていききたい。また、とりまとめ(案)の不十分な点については、法案化に向けて内容の精度を上げていききたい。

奥山委員(NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会)

東日本大震災から学んだことから、新システムへの意見を申しあげたい。

人が見守るなかで、安心して思いっきり遊べる空間が必要。

地方版子ども・子育て会議は必要。既存の審議会等を活用する場合でも、新たに当事者及びそのニーズを把握している子育て支援の現任者が計画・評価に参画できるよう審議会等の組織体を一新する必要がある。

システムの計画づくりに当事者を参加させること。

子育てを支援する体制づくりとして、コーディネーターを配置し産前産後も含めた包括的な支援を実施し、そのための人材養成が必要。

国民的な理念の共有が図られ、子ども・子育ての関わる関係者の指針となるこども指針(仮称)の検討の再開を期待する。

山口委員(日本こども育成協議会)

新システムの内容が国民に正しく理解されるようPRしていただきたい。

待機児童の多い都市部では特に保育士の確保が難しく、指定制において現行の認証保育所等の事業所が指定基準を満たせない状況がおり、結果として待機児童の解消とならない状況が想定されるので、弾力的な運用をお願いしたい。

普光院委員(保育園を考える親の会)

こども園給付(仮称)は基準を満たす保育の経費を積み上げて算定するものであり、それが他事業への繰り出しや余剰金の配当となることを許容することは理解できない。新システムは介護保険と同じであると説明を受けたが、同じではないと認識している。子どもたちは自分で自分を守れず、利用するサービスを選べない。介護保険ではサービスを組み合わせ利用しており新システムとは

本質的に違うものである。新システムは世界に先駆ける子どもの施策としていただきたい。こども園(仮称)等が、その法人の子会社やグループ会社から不当な収益を上げることのないよう、適正な監査を実施していただきたい。

こども園(仮称)の指定にあたっては、指定基準を満たしているだけでなく、市町村において経営状況や運営状況等の審査をすることを認める必要があるのではないかと。

指定基準は現行の国基準を下回ることのないようにしていただきたい。

こども園(仮称)の情報開示として、監査の指摘事項、クラスごとに職員が担当する子どもの数、派遣職員の導入状況を加えていただきたい。

総合こども園(仮称)は児童福祉法の適用を受ける施設であり「上乗せ徴収」はなじまない。また、上乗せ徴収による保育内容とは、他の子どもへの保育と違いやその正当性など十分な整理がされていないので再検討いただきたい。また、たとえば保護者と事業者のトラブルなどについて、民間同士の契約に市町村が法的に関与できるのか確認したい。

事務局

上乗せ徴収については、中間とりまとめにおいて「要件を定めそれを満たす場合は認める」と確認されている。市町村は子どもが確実に学校教育・保育を受けられるようする責務がある、また、市町村は新システムの実施主体としてこども園(仮称)に対して指定・指導監督権限を持っており、指定停止や改善命令を含めた指導を行うことになる。

秋田委員(東京大学大学院)

新システムの実行にあたっては財源の確保について第一に期待する。成案を出されることは賛成する。個別事項には明確に反対する部分がある。その上でいくつかの課題について申しあげる。

こども園(仮称)は多様な形で親を支援することは賛成であるが、公教育に株式会社の参入と配当を認めたことには反対する。配当については、全国国公立幼稚園長会、全国保育協議会、日本保育協会、全日本私立幼稚園連合会、普光院委員、私が所属する日本保育学会が反対したにもかかわらず反映されなかった。

運営段階における情報開示は、保護者の選択に資するだけでなく、子どもたちのために質の確保といった観点を加えた目的とすべきである。また、情報開示の項目には、現行の幼稚園教育要領や保育指針等公的に告示されたものがどう反映されているのかについて、本とりまとめ、または省令等で明らかにする必要がある。さらに、情報開示項目における「工 職員の保有免許・資格、常勤・非常勤の別や経験年数」だけでなく、勤続経験年数の開示や職員の研修状況、面積基準、自己評価の状況など質の保障と向上の観点からセットとして設定していただきたい。

制度施行後の見直しにあたっては、エビデンスに基づき、子どもにとって意味のあるものをアウトプットしていただき実証的な振り返りとしての見直しをしていただきたい。そのためにも乳幼児のエビデンスを集約し、政策の実施を評価できるナショナル機関の設置が質の向上には不可欠である。教育、保育の用語について、学校教育法第22条に「幼稚園は幼児を保育し」と書かれており、児童福祉法第39条に「乳児または幼児を保育する」と書かれている。総合こども園(仮称)においては、教育と保育が分けられている、また、資料1の28頁には、総合こども園(仮称)における学校教育は、総合的な指導を行うとある、共通の理念としての整理と法制上の扱いについて検討していただきたい。

村木政策統括官

情報開示については義務化することは望ましいがどこまで書き込むかは検討が必要。情報開示の目的には、保護者の選択は子どものための質の確保を前提としているが、明示的に書くことは可能。

事務局

総合こども園(仮称)における教育と保育については、教育は学校教育における教育であり、保育は児童福祉法に規定されている保育を指す。具体的な指導内容は保育要領等で規定するが今後検討する。

無藤委員(白梅学園大学)

資料 2 の 60 頁で、総合こども園（仮称）での具体的な指導・援助の要領についてはその名称を総合こども園保育要領（仮称）として保育という用語を使用することとした。

両角委員(明治学院大学)

地方版子ども・子育て会議（仮称）は、できる規定ではなく責務があるとして、今後の見直しにおいて検討いただきたい。

ワーク・ライフ・バランスについては、良質な教育・保育の保障と親のワーク・ライフ・バランスは車の両輪であり、新システムと密接不可分な問題として、今後は新しい視点からのモデルを示していただきたい。

質の改善には職員の質が大事であり処遇の改善は緊急の課題、人件費を充実させる仕組みが必要。

宮島委員(日本テレビ放送網)

待機児童の解消の実現は国民が期待している。不利な状況にある事業者（認可外保育所等）やそこを利用している子どもたちにお金が行くよう、現行の水準において教育・保育が実施できるよう底上げすること、そういった観点から、配置する職員の充足状況や子ども・子育て会議の構成員について一定の配慮が必要である。職員の加配は、質の向上としては良いが、そのことで基準が守れず、事業を継続することができないといったことが発生することのないようにすべきである。

放課後児童クラブについて、基準は大事であるが、現行の良い点である自由度が生かされるような内容としていただきたい。

園田座長

認可外保育の底上げは新システムの目的の一つ、財源を確保し自治体が後押ししていきたい。放課後児童クラブは地域差がある、基礎自治体がニーズ把握して、計画的に取り組むことが大事であり、そのことで待機児童の解消も行われると確信している。

田中委員(日本商工会議所)

地方版子ども・子育て会議の設置は義務付けが望ましい。資料 1 の 44 頁 3 行目に「新システムの運営に参画する仕組みを設けることが必要」としながらも「特に小規模な市町村の事務負担等を考慮して義務付けは行わない」としており、大変なところはしなくてよいという解釈になり、違和感がある。義務付けが難しいのであれば、事務負担ではなく多くの人々が納得できるような文言の修正を希望する。

駒村委員(慶應義塾大学)

わかりにくい制度という声が多く、パンフレット等を作成し周知を図っていただきたい。

法案が通った際には、公定価格や事業計画など政省令に書き込む重要な項目の検討について、関係者が関われるようにしていただきたい。

園田座長

方向性が定まってきたので、周知にむけた取り組みが必要であると思っている。政省令の策定にあたっては、個別または何らかの形で意見を伺っていきたい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

子ども・子育てに関する新システムは、幼保一体化のシステムではない。幼稚園や保育園だけではなく、家庭で子育てをしている人たちが、このシステムにどう参画できるのか、子どもを中心にしてより豊かになるために、関係者で話し合いを重ねたという観点から、リード文を書き込んでいただきたい。

金山委員(NPO 法人マミーズ・ネット)

幼保一体化 W T において質の確保について検討を行ってきた。資料 1 の 21 頁では、学校教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引き上げ等を検討する、と記述されているが、この一文だけで質の確保が実現されるのか懸念するが、制度の見直し時には質の保障が図られるよう検討いただきたい。そのためには、子ども・子育て会議（仮称）が有効に機能するようにしていただきたい。

子育て支援コーディネーターの配置は重要であり、あわせて実際の子育て支援者が新システムを正

しく理解して、利用者の正確に情報を伝え子育て家庭を支えることが必要。

木幡委員(フジテレビジョン)

利用したくても利用できない人や親の就労に関係なく、まずは新システムの輪の中に入れることが重要。そういった点からは、未満児保育等を実施している事業所等数の確保が優先度として高い。質の向上はその次であっても、待機児童の解消を図るべき。

今後、詳細な基準等を検討する際には国民にも見えるような形ですすめていただきたい。

ワーク・ライフ・バランスにおいて男性の育児参加を国を挙げて取り組んでいただきたい。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

子どもの問題を中心に多くの関係者が参画して一つのものを作り上げたことは喜ばしいが課題も多く、WTの再開など残された課題を検討する場を設置して、まとめていただきたい。

子どもや子育てに関する理念を示し、3歳児の問題や小学校とのつながりなどの検討するためにも早急にこども指針(仮称)WTを再開することを求める。

あわせて、新システムを着実に実現するためには、財源の確保が不可欠である。

古渡委員(NPO 法人全国認定こども園協会)

認定こども園は、これまで幼保連携型など多様な類型により実験的に行ってきたが検証は必要だと思っている。その観点で今後のスケジュールに認定こども園の取り扱いについての検討が必要と考える。

市町村の権限と責務において、市町村は実施主体として役割を担い、国・都道府県と連携し自由度を持って給付等の設計をすると記載されているが、このシステムを動かすためには事業者、現場との連携の観点が重要ではないか。

無藤委員(白梅学園大学)

1年半かけて検討を行ってきた。今後に向けた指摘もあり、議論を重ねていくことが必要であるが、基本となるものをまとめることができた。

大日向委員(恵泉女学園大学大学院)

2年前の1月29日に子ども・子育てビジョン、続いて子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が示された。その後、3つのWTがスタートし1年半後に一定のまとめをすることができ奇跡といえる成果を上げられた。100点満点ではないが、検討をとおして課題も明らかになった。幼保一体化WTにおいては、親の状況や地域に関係なく、すべての子どもの発達環境を整える視点からの検討を行った。基本制度WTにおいて、その理念は踏襲され、その結果と考える。

園田座長

本日の意見をふまえて、修正すべき点もあり、委員のみなさまとすり合わせをしながらまとめていきたい。そのことを踏まえ座長に一任いただきたい。また、法案の作成の作業において委員の参画は、国会に提出するスケジュールの関係もあり、このような会議の開催は難しいが、意見を聞く機会を持ちたいと考えている。

全国厚生労働関係部局長会議 開催される

1月20日に全国厚生労働関係部局長会議が開催されました。雇用均等・児童家庭局からは平成24年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要およびこれまでの取組みについての説明がありました。説明内容は下記のとおりです。

平成24年度予算案の概要について

雇用均等・児童家庭局の予算額は、2兆985億円(一般会計2兆229億円、特別会計756億円)

で、対前年度伸率 24.3%減と大幅な減額となっていますが、このうち子どものための手当制度の再編、縮小等がその大半を占めています。

平成 24 年度の予算案概要のポイントとして示されたのは下記の 6 点です。

子どものための手当制度の再編、縮小

* 平成 23 年 12 月 20 日の 4 大臣合意に基づく整理

* 平成 24 年 6 月より所得制限（年収 960 万円程度）を適用

* 所得制限未満の被用者に対する 3 歳未満の子どもにかかる手当の費用については 15 分の 7 を事業主が負担、その他の子どもにかかる手当の費用を国と地方が 2 対 1 の割合で負担する。

安心こども基金の積み増し・延長（1 年延長され平成 24 年度末まで）

* 1,270 億円（厚生労働省分 1,234 億円、文部科学省分 36 億円）の積み増し

事業内容

- ・ 保育サービスの充実（待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施〔年間約 5 万人の受け入れ定員増〕。従来から実施している施設整備費支援と併せて、運営支援についても「安心こども基金」で実施。）
- ・ すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実（市町村の子育て支援策に係る電算システム化の改修費、東日本大震災により被災した子どもの支援など）
- ・ ひとり親家庭への支援や社会的養護の推進
- ・ 児童虐待防止対策の強化

待機児童解消に向けた取り組み

* 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、これまでは実施対象が待機児童が 10 人以上の自治体であったが、平成 24 年度においては待機児童がいるすべての自治体とし、運営支援を含めて「安心こども基金」のなかで一体的に実施

児童養護施設の基本的な人員配置基準等を中心とした児童虐待への対応

* 平成 24 年度予算案

・ 30 数年ぶり基本的な人員配置の引上げ

・ 7 月にとめまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の方向性のもと、里親支援の体制の充実等（里親支援専門相談員の配置）

* 施設運営指針の策定と義務化される第三者評価ガイドラインの改定（本年 3 月予定）

ひとり親家庭への総合的な自立支援

* 平成 24 年度予算案

「面会交流支援」

・ 民法改正法により示された協議離婚をした親子の面会交流に係る日程調整や場所の斡旋等に係る経費を新設（平成 24 年度予算案新規事業）

「児童訪問援助事業」

・ ひとり親家庭に児童訪問援助員を派遣し、児童の悩みや相談に応じる「児童訪問援助事業」に、教育支援（学習ボランティア）も対象とする（平成 24 年度予算案新規事業）

「児童扶養手当」

・ 配偶者からの暴力（DV）被害者に対する支給要件の緩和

* 平成 23 年度第 4 次補正予算案

「安心こども基金」の延長

・ 「在宅就業支援事業」を平成 24 年度訓練開始分まで延長（平成 26 年末まで対象）

親権制度の見直し

* 児童虐待の防止、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の新設等、民法・児童福祉法の改正を行う（平成 24 年 4 月 1 日施行）

続けて、内閣府の説明があり、子ども・子育て新システムの検討状況の報告があり、改めて、1 月中に成案のとりまとめを行い、本年 3 月中に税制抜本改革とともに平成 24 年通常国会に法案を提出予定である旨や提出予定の予算非関連法案（子ども・子育て支援法案（仮称）、総合こども園法（仮称）、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称））の概要について説明されました。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ > 政策について > 組織別の政策一覧

> 平成 23 年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/01/tp0118-1.html>

社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果について

～ 保育所の耐震化率は 7 割弱 ～

厚生労働省は、社会福祉施設等の耐震化の状況調査の結果をまとめました。社会福祉施設等は、地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く利用しており、安全・安心を確保する観点から、各都道府県、指定都市及び中核市を通じて、調査を実施したものです。

社会福祉施設等全体では初めての調査であり、社会福祉施設等全体の耐震化率は、81.3%（平成 22 年 4 月 1 日現在）です。

社会福祉施設等の耐震化整備については、従前より社会福祉施設等施設整備費補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金、安心こども基金及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金等による助成措置等により進めてきたところです。児童福祉施設等については、全体で 71.4% ですが、保育所は 67.5% となっています。

今回の調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、社会福祉施設等について、(1) 計画的に耐震化整備を進め、(2) 福祉避難所としての機能も期待される社会福祉施設等が地域の防災機能の向上に資するものとなるよう取り組みを進めることを都道府県等に要請しました。

社会福祉施設等の耐震化状況（雇用均等・児童家庭局関係施設）

施設種別	全棟数 A	昭和 57 年 以降・建築 棟数 B	改修の必 要がない 棟数 C	改修済、 改修中 棟数 D	耐震済 の棟数 B + C + D = E	耐震化 率 E/A
雇用均等・児童家庭局計	50,403	27,771	4,631	3,596	35,998	71.4%
公立	26,612	12,997	3,401	2,607	19,005	71.4%
私立	23,791	14,774	1,230	989	16,993	71.4%
保育所	25,434	12,534	2,902	1,733	17,169	67.5%
公立	11,458	4,551	1,960	1,025	7,536	65.8%
私立	13,976	7,983	942	708	9,633	68.9%

平成 24 年度「児童福祉週間」の標語が決まる

“ニコニコは「なかよくしよう」のあいずだよ”

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、厚生労働省、全国社会福祉協議会、こども未来財団が主唱となり、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業および行事を行っています。

児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国から募集したところ、3,929作品の応募がありました。有識者などで構成した標語選定委員会で選考した結果、埼玉県の高山喜史さん（7歳）の作品が最優秀作品に選定され、平成24年度「児童福祉週間」の標語に決定しました。

今後子どもたちが中心となる中央及び全国各地で実施される各種事業・行事において幅広く活用されます。

最優秀作品：ニコニコは 「なかよくしよう」の あいずだよ